

日本大震災、東京電力福島第1原子力発電所

事故から3年半が経過しようとしているなか、今なお多くの避難者が避難

生活を余儀なくされています。関西広域連合発表では、2014年7月4日現在3,694名の 方が、関西広域連合内に避難されています。しかし、現状は、仮設住宅入居の入居期限は、災害 救助法に基づく1年ごとの延長決定がなされているに過ぎません。果たして、災害救助法の枠内での支援 継続で、避難者の方々の今後の人生設計、生活設計がたてられるのか、もっと、長期間の延長あるいは、抜本 的な新たな立法が必要ではないのか。関西方面への避難者の方々、自治体関係者の方、被災者支援の先頭に 立って活動されている NPO、弁護士によるシンポジウムを企画いたしました。このシンポジウムによって、避難者の方々 が必要とする提言に結びつけることができないか、皆様と一緒になって考えてみたいと思います。

#### 内容

- 2) 多様な住宅ニーズについての避難者の声
- 3) パネルディスカッション「避難者の安心できる住宅保障とは?」

パネリスト

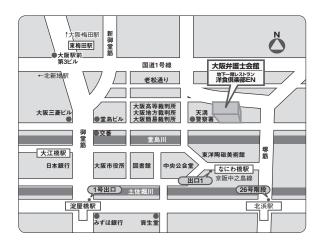
**津久井** 進<sub>弁護士(同上)、古部真由美氏(まるっと西日本)、その他自治体関係者、支援団体等交渉中
□ーディネーター</sub>

青木佳史弁護士(近畿弁護士会連合会災害対策及び避難者支援に関する連絡協議会副座長)

4) 近畿弁護士会連合会としての意見書の提案

主催/近畿弁護士会連合会 共催/日本弁護士連合会・大阪弁護士会

## お問合せ先



# 広域避難者の 安定した住宅保障はどうあるべきか

[日時]2014年9月6日(土)午後1:30~4:00 [会場]大阪弁護士会館2階ホール

〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5

#### 【交通手段】

- ●京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分
- ●地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
- ●地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
- ●JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分



## 一時保育あります(完全予約制)

## Call » 06-6364-1238

申込方法:大阪弁護士会法律相談部までお電話にてお申込下さい。

申込期限:8月29日(金)午後5時まで

【対象】首のすわった幼児から未就学児まで 【時間】シンポジウム開始15分前から終了15分後まで

## 参加申込書

ふりがな					
氏名					
電話番号	(	)	_		
参加人数					

※ 記載していただいた個人情報は、参加確認の目的以外には使用しません。

大阪弁護士会法律相談部 宛 FAX 06-6364-5069